

日病薬発第 2024-174 号  
令和 6 年 12 月 19 日

会 員 各 位

一般社団法人 日本病院薬剤師会  
会 長 武 田 泰 生  
医療 DX 対応検討特別委員会  
委 員 長 舟 越 亮 寛

電子処方箋発行時に医療機関で表示される医薬品名および薬剤量  
の再確認について（注意喚起・更なる情報提供）  
（第 1 報）

平素より、本会の活動にご高配をいただきまして厚く御礼申し上げます。  
表題の件について、12 月 10 日に医療機関等向け総合ポータルサイトにて、  
「【厚生労働省からの重要なお知らせ】【電子処方箋】医薬品のマスタ設定等のご  
確認のお願い」が情報公開されました。

12 月 17 日には更に情報公開され、日本薬剤師会から号外で【重要な注意喚  
起】の提供を受けましたので、その取り扱いについてとりまとめました。

これら注意喚起の内容は、これまでも電子処方箋モデル施設や既に稼働して  
いる施設においては既知の課題でありました。

具体的には、次の事例が報告されています。

- 医療機関側での医薬品コードの紐づけ誤りにより、薬局システム上で処方  
意図とは異なる医薬品が表示される事例
- 医療機関側のオーダリングシステムで、誤入力を防止するためなどの理由  
により、薬価基準単位量と異なる製剤単位量で処方された薬剤が、電子処方  
箋上に登録される際、もしくは薬局で電子処方箋を取得した際に、適切な薬  
価基準単位量に変換されずに、製剤単位量のまま表示される事例

厚生労働省のホームページで公開されている解説資料およびチェックリスト

を添付いたしますのでご確認ください。

また、現時点において具体的事例は非公開であるため、本会としては強く具体的事例の公開を求めてまいります。今後、具体的事例が発生した場合には、本会にご連絡頂くようお願い申し上げます。

○医療機関等向け総合ポータルサイト

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0011880](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011880)

別添 1：厚生労働省 HP で公開されている解説資料

別添 2：チェックリスト（医療機関 Ver1.00）

別添 3：日本薬剤師会号外【重要な注意喚起】2024年12月17日発

<照会先>

一般社団法人 日本病院薬剤師会  
事務局総務課

電話： (03)3406-0485

E-mail：somu@jshp.or.jp

医薬品マスタ等の不適切な設定や設定不足により、

- 「医師・歯科医師が処方していない医薬品名」
- 「医師・歯科医師が意図していない単位」

が表示される可能性があります。

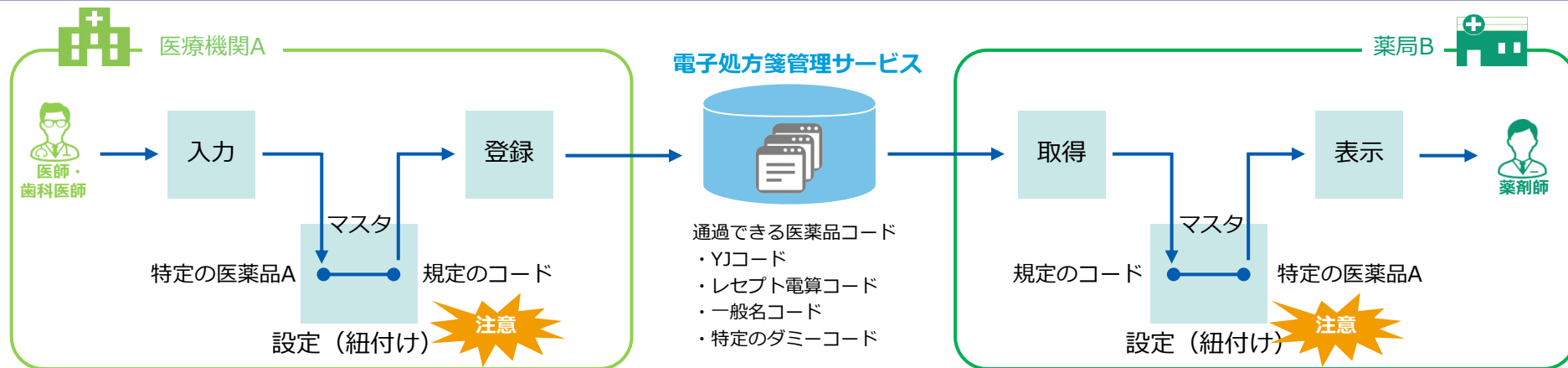
電子処方箋の運用に当たって、必ず設定を確認してください。

(詳細は次ページ以降)

(注) 電子処方箋の運用以外の場でも、各種マスタの適切な設定が重要です。

# 【医療機関・薬局】 電子処方箋管理サービスで使用する医薬品コードについて

- 電子処方箋管理サービスに登録する医薬品コードは、YJコード、レセプト電算コード、一般名処方コードのいずれかとなります。医療機関・薬局において、医薬品マスタの設定（紐付け）を行う場合には、適切に設定（紐付け）されたかを確認したうえで運用するようにお願いいたします。
- 院外処方を行う場合で医薬品のダミーコードを用いるのは、「経過措置医薬品（YJコード廃止医薬品）を処方する場合」や「一般名処方加算の算定できない医薬品を一般名処方する場合」など特殊な場合のみです。原則、上記の3種類のコードのいずれかのご使用をお願いいたします。



## 注意

意図されたものとは異なる医薬品が表示されてしまう要因となるので、運用に当たって以下の2点を確認してください。

- ✓ 医療機関・薬局において医薬品マスタを設定（紐付け）する場合は、設定（紐付け）誤りがないか**必ず確認してください。**
- ✓ 特定の医薬品に特殊な事例を除き、ダミーコード（※）を**設定しないでください。**

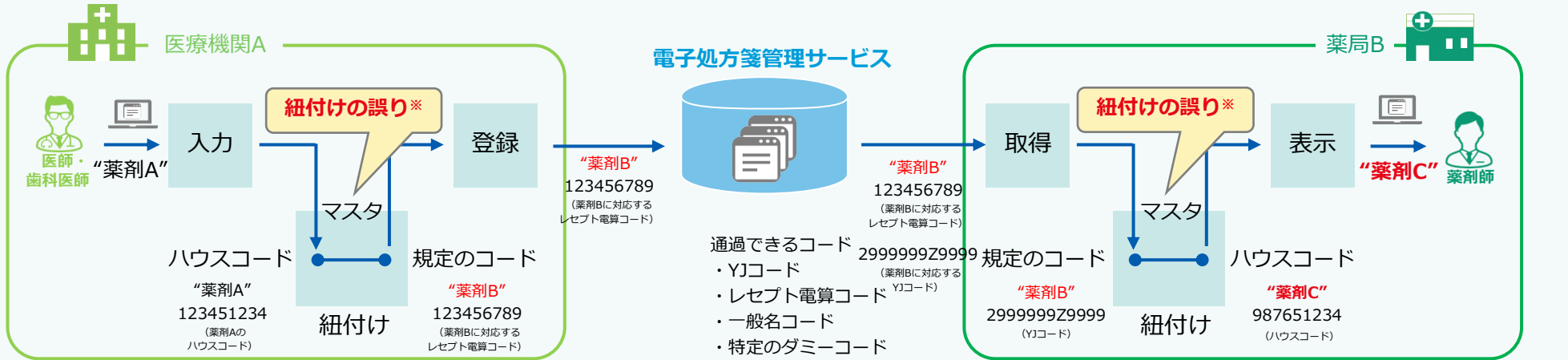
（※）レセプト電算コードであれば“666660000”（医薬品）、“777770000”（医療材料）、YJコードであれば“2000000X0000”

上記の事象が生じていないか今一度確認いただき、  
薬局において調剤する際には、必ず薬剤名の項目を確認してから調剤を行ってください。

# 【医療機関・薬局】 電子処方箋管理サービスで使用する医薬品コードについて

## パターン1

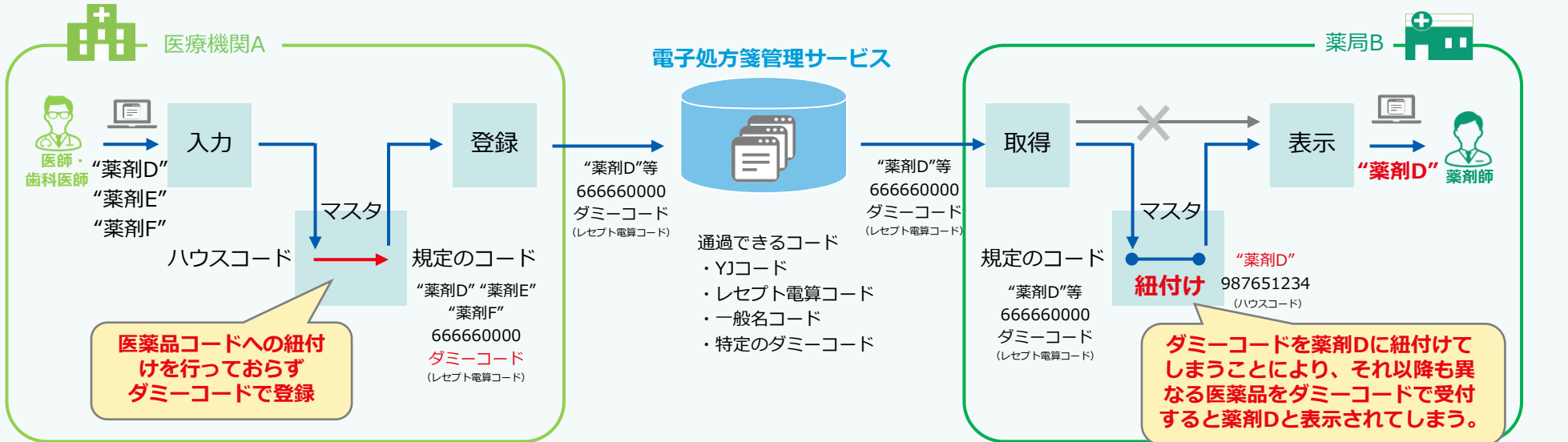
- 医療機関・薬局におけるハウスコードと、電子処方箋管理サービスで用いることとされている規定のコードの紐付けを誤ってしまう。



※どちらか一方が誤った場合でも生じます。

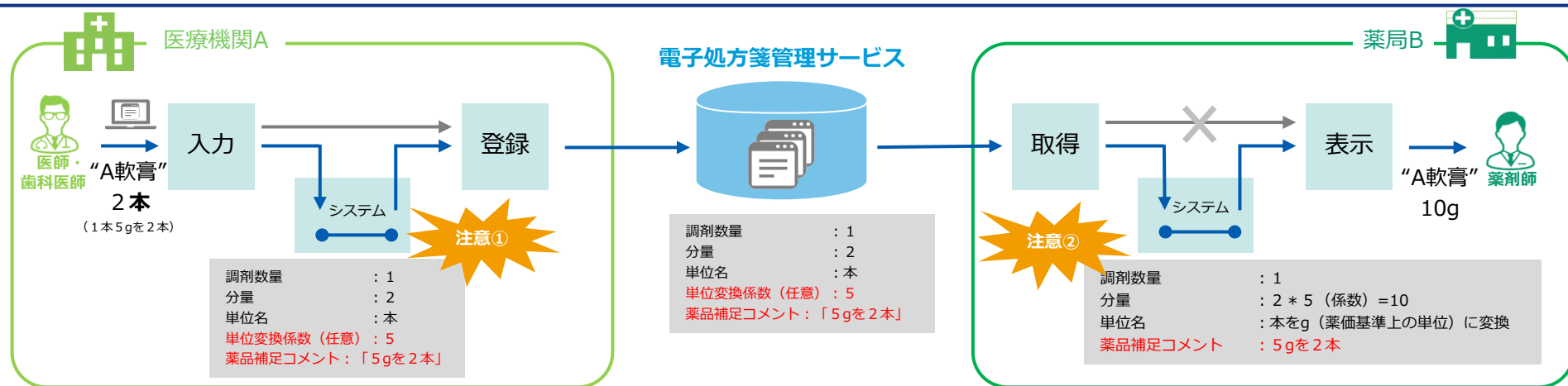
## パターン2

- 医療機関において医薬品をダミーコードで登録しており、薬局において、ダミーコードと特定の医薬品を紐付けてしまう。



# 【医療機関・薬局】 医薬品の単位について

- 医療機関において、薬価基準上の単位と異なる単位名で電子処方箋管理サービスに処方情報を登録する場合は、ご使用の電子カルテの単位変換の仕組みについて確認を行っていただくようお願いいたします。
- 薬価基準上の単位以外での記録を想定しており、単位を変換する係数の設定がない場合には、薬局において処方意図と異なる表示の要因となります。



## 注意①

- ✓ 薬価基準上の単位以外で登録する場合には、**ご使用の電子カルテの単位変換の仕組みについて確認**をしてください。**単位を変換する係数が必要な場合は合わせて登録してください。**また、薬価基準上の単位で登録する場合には、**(1以外の)係数が登録されることのないようにしてください。** (注) システム上適切に設定がなされているか確認してください。
- ✓ **製剤上の単位が必要な場合は、薬品補足コメントとして設定してください。**

## 注意②

- ✓ 電子処方箋管理サービスからは、医療機関から登録された単位名も薬局側に送信されていますが、**単位変換する係数がなかった場合の表示のされ方についてご確認いただくとともに、薬品補足コメントなども併せて確認してください。**

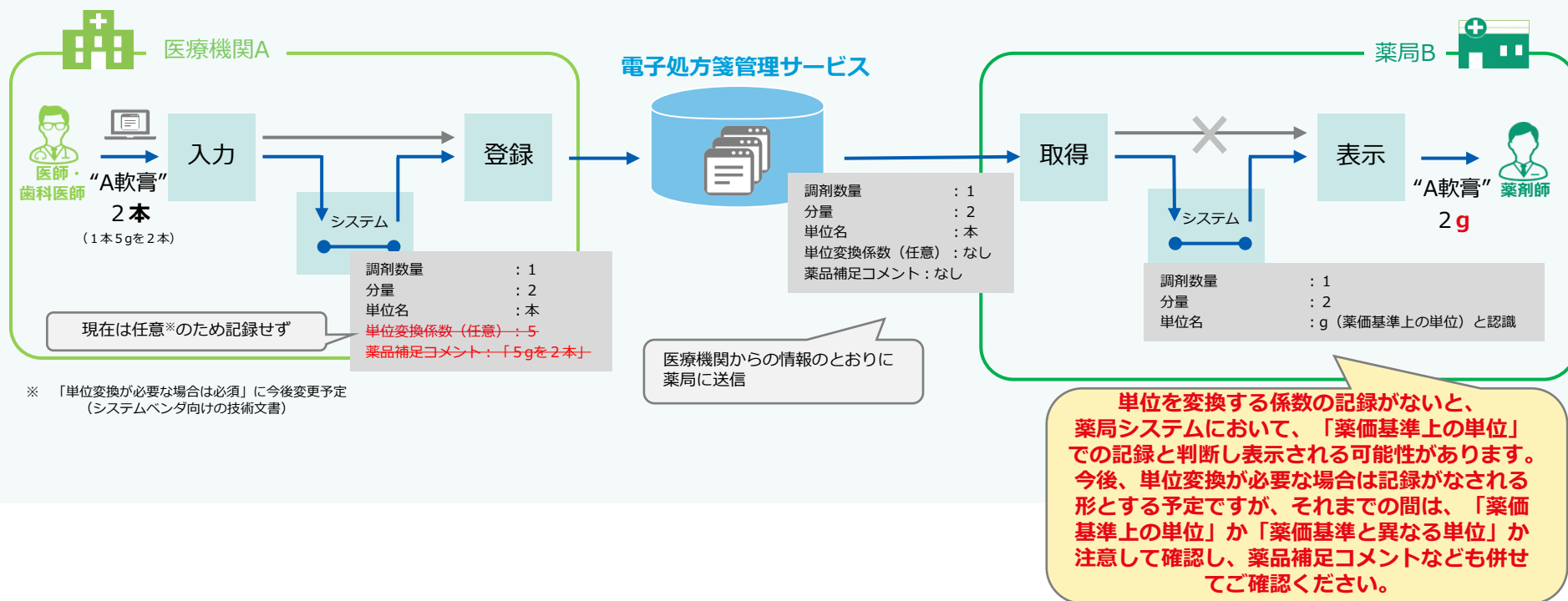
意図した/意図された用量とは異なる用量が表示される要因となるので、上記の点を確認してください。

薬局においては、これまでに応需実績のない医療機関から受け付けた場合等は、特にご注意ください。

# 【医療機関・薬局】 医薬品の単位について

## パターン3

- 医療機関において、薬価基準上の単位と異なる単位名で、電子処方箋管理サービスに登録する場合に、システムでの分量の変換や、単位を変換する係数の設定をせずに登録される。
- 薬局においては、薬価基準上の単位での記録を想定しており、単位を変換する係数の設定もないことから、薬局システムで表示されたものは処方意図と異なるものとして表示される。



## (参考) 用語の定義・解説

用語	定義・解説
マスタ	システムへの入力に必要な基礎的なデータを集めたデータ集のこと。 例) 医薬品マスタ (薬品名称、規格、薬価基準収載コード、薬価などが登録されている)
ハウスコード	医療機関や薬局が自院 (局) で運用しているシステムで使用しているデータ (例えば医薬品のデータ) 個々に付与されている独自のコード。
ダミーコード	マスタに登録されていない医薬品などをシステムで利用する際に一時的に利用するコード。ダミーコード自体は特定の医薬品などを意味しないため、併せて医薬品名称などをテキストとして入力するなどの必要がある。
薬品補足情報	データに記録する医薬品についてテキストで補足する情報。薬品補足レコード (欄) に文字列 (テキスト) で記載する。
単位を変換する係数 (単位変換係数)	薬価基準上で定義されている単位と異なる単位で医薬品を処方する場合に、必要な変換係数を医療機関システムから記録する。



## 電子処方箋の運用に関するチェックリスト（医薬品コード・単位設定） （医療機関向け Ver1.00）

本資料は、電子処方箋の運用に当たっての医薬品コード等の設定における確認事項を示した医療機関内システムのご担当者向けのチェックリストです。

電子カルテ等で医薬品を取り扱う場合、医療機関・薬局システム内部では、当該医薬品に対応したコードを用いて情報がやり取りされています。YJコード、レセプト電算コード、一般名コードなど、広く使用されているコードをそのまま利用している場合もありますが、医療機関や薬局の中で独自に用いられているコード（「ハウスコード」などと呼ばれます。）が設定されている場合があります。

電子処方箋のような、複数の医療機関・薬局での電子的な情報共有を行う場合には、ハウスコードではなく、統一的なコードをそのまま使用するか、ハウスコードと統一的なコードを紐付ける作業が必要となります。

**コード同士の紐付けを誤ったり、ダミーコードに特定の医薬品を紐付けてしまうと、誤表示等に繋がる恐れがあるため、医療機関内システムのご担当者において以下をご確認いただき、電子処方箋の発行については、以下の1が「いいえ」又は1-1~1-4・2にチェックが入ってから行うようにしてください。設定（紐付け）の誤りに気付いた場合には、ただちに電子処方箋の発行を中止し（紙の処方箋を発行することとし）、誤りを修正してから再開するようにしてください。**

不明な点等に関してはご担当のシステム事業者から提供されている手順書等を確認する・問い合わせを実施するなどのご対応をお願いします。

チェック項目				解説
1	ご使用の電子カルテ・レセコン（医療機関システム）の医薬品マスタは、自施設で初期設定・改良できる仕組みですか。	<input type="checkbox"/>	はい	新規収載品について、マスタ更新が間に合わないため、手動で設定することがある場合には、「はい」を選択してください。 ベンダから配布されている医薬品マスタを、そのまま用いている・自動更新される場合は「いいえ」を選択してください。なお、「いいえ」を選択した場合でも、下記1-3に記載しているのよう設定されたかの確認をお願いします。
		<input type="checkbox"/>	いいえ	

1で「はい」を選択した場合1-1~1-4を確認し、チェックしてください。

1	1-1	薬剤のリスト・医薬品マスタの設定画面において設定できる内容・範囲を確認した。	<input type="checkbox"/>	医薬品コードや医薬品名称、単位名などが修正できる仕組みになっているシステムでは、これらを変更することで意図しない医薬品や単位を出力することにつながりますので、修正の際には十分注意する必要があります。
	1-2	電子処方箋の運用に当たり、医療機関システムの医薬品マスタで自医療機関独自のコード（ハウスコード）で扱っている医薬品が存在するか確認した。 存在する場合は、そのコードが電子処方箋管理サービスで用いる医薬品コード（YJコード、レセプト電算コード、一般名コード）と正しく紐付け設定されていることを確認した。	<input type="checkbox"/>	電子処方箋においては、YJコード、レセプト電算コード、一般名コードのいずれかをを用いて処方・調剤情報のやりとりを行うため、薬局が電子処方箋管理サービスから電子処方箋を応需する際は必ずそれらのコードをもとに医薬品の情報が表示されます。 ハウスコードを用いている場合は、電子処方箋管理サービスで用いる医薬品コードとの紐付けが誤っていると誤表示の原因になります。 (例：電子処方箋管理サービスで用いる医薬品コードとハウスコードを紐付ける際に、医薬品Aと紐付いているハウスコードと、医薬品Bと紐付いているハウスコードを取り違えた場合、医薬品Bが記録された電子処方箋を発行しようとした際に、「医薬品A」と記録されてしまう可能性があります。)  (注) YJコードは製品（医薬品）毎の英数12桁のコード、レセプト電算コードは薬価標準収載単位の6から始まる英数9桁のコード（医薬品の場合）、一般名コードはZZZで終わる英数12桁の一般名（成分名）のコードです。 設定が適切に行われていない場合には、ダミーコード（※）が表示されることがあります。その場合は設定しなおしてください。 (※) YJコードのダミーコード：2000000X0000 レセプト電算コードのダミーコード：666660000（医薬品）、777770000（医療材料）  設定確認方法については、システム毎に異なりますので、システムのマニュアル等を参照ください。
	1-3	処方する医薬品に対して、一部の例外（※）を除き、ダミーコードが設定されていないことを確認した。 （※）薬価基準への新規収載等のため、一意の医薬品コードが設定されていない等。ただし、YJコード、レセプト電算コード、一般名コードのいずれかを使うことが原則です。	<input type="checkbox"/>	複数の医療機関・薬局での電子的な情報共有によっては、統一的なコードを使用することによって、関係者が同じ認識で運用することができます。 一方、ダミーコードは、それ自身が特定の医薬品を意味せず、あくまでYJコード、レセプト電算コード、一般名コードを使用できない場合の例外的な位置づけとなっています。ダミーコードに特定の医薬品コードを紐付けてしまうと、重複投薬等チェックがつかなくなる他、処方発行後の薬局での誤表示に繋がる恐れもあるので、YJコード、レセプト電算コード、一般名コードの使用が基本となっています。 また、新規収載品に対しダミーコードを使用した場合は、その後適切なコードに更新されるようにすることも大切です。
	1-4	紐付けの設定ができる人を限定したり、ダブルチェックを行ったりするなど、誤って紐付けをすることのないよう対策を医療機関内で定めた。 また、どのように紐付けられたか、設定を確認する方法を把握した。	<input type="checkbox"/>	設定（紐付け）の誤りを起こさないよう運用ルールを決めたり、正しく設定されているか確認する方法を把握したりすることは重要です。医療機関内システムによっては、手動で医薬品コードの紐付けを行うことができる場合があります。その際に紐付けを誤ってしまうと別の医薬品が表示される原因になります。

2	・医薬品の用量を薬価基準上の単位で入力している運用としている。 ・医薬品の用量を薬価基準上の単位以外で入力している場合は、電子カルテ上で単位変換の仕組みが機能することを確認している。	<input type="checkbox"/>	医療機関のシステム上、薬価基準上の単位で入力する必要があるところ、製剤単位で入力していると、薬局システムにおいて、意図せぬ単位で表示されてしまう可能性があります。 (例) 薬価基準上の単位が「g（グラム）」である外用薬について、1本5g入りであるチューブ剤を「2本」処方しようとして、薬局システムでは「2g」と表示されてしまう。この場合、1本を5gに変換する「5」を単位変換の仕組み（単位変換係数）が電子カルテ等で機能する必要があります。
---	--	--------------------------	--

### その他の運用上の注意

- ・患者の方に電子処方箋を発行するに当たって、誤りが生じないようにするため、下記に注意しましょう。
  - まずは、電子処方箋自体ではなく引換番号付きの紙処方箋を発行し処方情報が適切に登録できているか確認する。
  - 電子処方箋発行当初は、処方内容（控え）を使って、適切に医薬品が登録できているかを確認する。（処方内容（控え）には、電子処方箋管理サービスに登録された医薬品が表示されます。）
- ・電子処方箋の運用に限らず、医療機関内のシステムで、コードが適切に設定（紐付け）されているか等を定期的に確認することも重要です。



# 日薬ニュース号外

令和6年12月17日(火)

日薬ニュース号外は、製薬会社等からの依頼により送信しています。

発行：日本薬剤師会（総務部広報課）  
TEL：03-3353-1170 FAX：03-3353-8160  
<https://www.nichiyaku.or.jp/>号外  
263

緊急

会員各位

公益社団法人 日本薬剤師会

## 【重要な注意喚起】 電子処方箋受付時に薬局システムで 処方意図と異なる医薬品、薬剤量が表示される件 についての注意喚起

令和5年1月より始まった電子処方箋への対応については、現在、薬局での対応率が50%を超えました。先生方のご協力に感謝する次第です。

そのような中、電子処方箋を応需した際に薬局システムで、処方意図とは異なる医薬品が表示される事例が報告されました。これは、電子処方箋で用いられるダミーコードに対して、医療機関・薬局の医薬品マスタで特定の医薬品コードを紐付けてしまうことができる仕様に拠るものであり、当該事象が発生した場合、薬剤によっては、患者の生命に関わる可能性もあるため、とりいそぎ情報共有いたします。

当該事象への対応は、関係各所とも対応策を協議して進めていく所存ですが、各薬局におかれましても、医療機関・薬局における医薬品マスタの設定が適切に行われていないと、処方された医薬品と異なる医薬品が表示されてしまう可能性があることに十分ご注意ください。

つきましては、各薬局ではダミーコードに特定の医薬品を紐付けていないかご確認いただくとともに、自薬局独自のコード等を医薬品マスタに登録している場合は、紐付けが誤っていないか、改めて点検いただきますよう、お願いいたします。

また、電子処方箋の発行時に適切に設定が行われていない場合は、薬局で意図せぬ製剤量で表示されてしまう可能性があることにもご注意ください。

従来の紙の処方箋同様、電子処方箋においても薬価基準収載の単位と異なった単位で処方されたことが疑われるケースが生じています。電子処方箋においても、引き続き確認、疑義照会などの対応を行っていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

◆日薬会員の方：FAX 送付先変更・中止のご連絡は日本薬剤師会ではなく所属の都道府県薬剤師会等までお願いします。

中止 FAX 番号（ - - ）

◆日薬会員以外の方に誤って届いた場合：中止する FAX 番号をご記入の上 FAX（03-3353-8160）宛にご返信ください。

中止 FAX 番号（ - - ）